

郷土学習資料「佐賀語り」「佐賀巡り」印刷・配送業務委託仕様書

佐賀県教育委員会事務局学校教育課

1 目的

高校生向け郷土学習資料「佐賀語り」（以下「佐賀語り」という。）及び中学生向け郷土学習資料「佐賀巡り」（以下「佐賀巡り」という。）を印刷・配布することで、ふるさと佐賀県に関する理解を深め、佐賀県に対する誇りや愛着を持つ生徒の育成に資する。

2 業務内容等

（１）業務の名称 郷土学習資料「佐賀語り」「佐賀巡り」印刷・配送業務委託

（２）業務内容等

①「佐賀語り」の印刷業務

- ・ 学校教育課が提供するデータ（イラストレータ）を受け取り、印刷を行う。一部データの修正あり。

[規格]

サイズ：A 5

形 式：両面印刷（カラー印刷 ４色）

表 紙：コート紙（P P加工、四六判 135 kg、総 4 頁）

本 文：コート紙（四六判 90 kg、総 196 頁）

[製本]

綴 じ：縦左綴じ（無線綴じ）

見返し：無し

背文字：有り 文字内容（ 誰かに語りたくなる佐賀語り ）

[校正]

文字校正：２回

色校正：２回

②「佐賀巡り」の印刷業務

- ・ 学校教育課が提供するデータ（イラストレータ）を受け取り、印刷を行う。一部データの修正あり。

[規格]

サイズ：A 5

形 式：両面印刷（カラー印刷 ４色）

表 紙：コート紙（P P加工、四六判 135 kg、総 4 頁）

本 文：コート紙（四六判 90 kg、総 96 頁）

[製本]

綴 じ：縦左綴じ（無線綴じ）

見返し：無し

背文字：有り 文字内容（ 佐賀を「知る」、「発見する」、「好きになる」佐賀巡り ）

[校正]

文字校正：2回

色校正：2回

③納品物

- ・「佐賀語り」7,000部、「佐賀巡り」8,800部
- ・版下データ（イラストレータ及びPDF）を記録したCD
各1枚（「佐賀語り」1枚、「佐賀巡り」1枚）

④配送先・配送部数・配送期日

- ・別紙「佐賀語り」配送先・配布部数一覧及び「佐賀巡り」配送先・配布部数一覧のとおり（配付先毎の配布部数の内訳は配布時に再提示の場合あり）。
- ・配送は、令和8年3月13日（金）から令和8年3月24日（火）まで（学校教育課への配送は3月27日（金）まで）の期間に行うこと。
- ・各配送先への納品の際は、受領書を受領すること。なお、受領書については、受託者が作成したものを用いること。
- ・全ての配送の終了が確認できたら、各配送先の受領日を一覧表等に取りまとめ、受領書の写しを添えて学校教育課に提出する。

3 委託期間 契約締結日から令和8年3月27日（金）

4 支払方法 完了払

5 その他

- （1）版下データは、学校教育課が自由に無償で期限に定めなく二次利用（印刷物の制作、ホームページへの掲載等）ができるものとする。
- （2）学校教育課が提供した資料等を委託業務（以下「本業務」という。）の目的以外に使用しないこと。
- （3）受託者は、本業務により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。個人情報を取扱う場合は、「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- （4）本業務に従事する者又は従事していた者が、本業務に関して知りえた個人情報を不正に使用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例上の罰則規定（条例第44条及び第45条）及びこれらの違反行為に関する罰則規定（条例第47条）に基づき処罰されることがある。
- （5）本業務の完了後、完了報告書、請求書等の関係書類を学校教育課に提出すること。
- （6）受託者は、本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、その損害が学校教育課の責に帰する理由による場合を除き、自己の責任によるものとしなければならない。
- （7）受託者は、本業務に関して事故が発生した場合は、直ちにその旨を学校教育課に報告すること。
- （8）本業務仕様書に定めのない事項については、学校教育課と協議すること。